

デジタル時代の著作権協議会（CCD）  
平成23年度第2回権利問題研究会・著作権ビジネス研究会  
合同研究会

議事要旨

日時：平成23年9月5日（月）14：00～16：00

場所：東京オペラシティタワー7階会議室

議題1：（講演）「クラウドコンピューティング」と著作権法について

議題2：その他

議長：権利問題研究会主査・久保田裕 著作権ビジネス研究会主査・椎名和夫

記

久保田権利問題研究会主査と椎名著作権ビジネス研究会主査が共同で議長をつとめた。議事進行に先立ち、両研究会の委員が知識を共有できる場として、前回にひきつづき企画された本研究会の開催趣旨が告げられた。

議題1.（講演）「クラウドコンピューティング」と著作権法について

著作権保護の観点から昨今話題となっている“クラウド”に関する知識習得のため、実演家著作隣接権センター(CPRA)総務部法務課係長、君塚陽介氏に、標記演題にて、講演を依頼した。冒頭、配布資料①により、「クラウドコンピューティング」への政府の取り組みが紹介された後、パワーポイントで作成されたレジュメをもとに講演が進められた。ソフト、ハード、データを自己管理するかわりに、最低限の接続環境を整え、サービス利用料金を支払うことだけで、同じ効果を得ることができるとされる「クラウド型サービス」を事業者のサービスの内容から4種類に類型化し、それぞれのサービス内容、適用される支分権などの説明に加え、特に、“権利処理を担うべき利用行為の主体は誰か”、に焦点があてられた。「クラブキャッツアイ事件」で、客の歌唱について店に権利行使できる根拠として「管理・支配権」と「営業上の利益」から利用行為の主体性を肯定した最高裁判決（いわゆるカラオケ法理）（配布資料②）をよりどころに、放送番組（録画）転送サービスに関する訴訟に関するいくつかの事例と判例（資料②別紙）が紹介された上で、本件の「クラウド型サービス」では、権利処理を担うべき利用行為の主体性をどう位置づけるかについて言及がなされた。そのサービスには“クラウド”に業者がコンテンツを提供し、そこからユーザーがサービスをうける形態以外に、利用者個人がコンテンツを購入し、それを業者のクラウドにストレージしてサービスの提供をうける、いわゆる「ストレージ型サービス」が存在するが、その場合の行為主体を、ユーザー個人であると、とらえた場合「私的使用のための複製」との関連性が指摘された。

講演をうけて、出席者からは、「クラウドコンピューティング」は、複製物としてのコンテンツの流通にとってかわることから、ビジネスモデルが一変することへの危惧、冷静な

対応、戦略の構築、政府レベルでの継続対応の必要性などについて、さまざまな視点から意見が表明された。また、海外での動きも視野に入れつつ、グローバルな観点での考察や、新たな支分権制定などについても話しあわれた。「クラウドコンピューティング」は今後、文芸などをはじめとする広い範囲に拡大されるだろうとの予測が語られるとともに、ひきつづき、それぞれの研究会にて、進捗状況を見守っていくことが確認された。

## 議題2. その他

特段の検討事項はなし。

以上